

兵庫県地域福祉支援計画改定に向けた論点

—兵庫県における「地域共生社会」実現に向けた提言—

はじめに

- 近年、生活困窮者自立支援制度の創設や介護保険法改正、社会福祉法人制度改革などに加え、「地域共生社会」実現に向けた各種施策が展開されるなど、地域福祉に関する政策をめぐる改革が急速に進行しています。
- 「地域共生社会」については、「ニッポン一億総活躍プラン」(2016)の一環として位置付けられ、2020年代初頭の全面展開を目指した各種制度改正が進められています。
- この流れを受けた今年4月施行の社会福祉法改正は、「地域福祉推進の理念の規定」、「市町村による包括的な支援体制づくり」、「地域福祉計画の充実」、これら3つを柱とした改正となりました。このうち、「市町村による包括的な支援体制づくり」については、公布後3年を目途として、全国的な整備に向けた方策の検討が行われ、所要の措置を講じることとされています。
- 兵庫県社会福祉協議会では、このような情勢を踏まえ、2017～18年度に「地域福祉政策研究会」を設置しました。同研究会では、地域福祉の基盤づくりを進めるための方向性等を協議し、2017年度末に『地域共生社会づくり』に向けた対応の方向性～平成29年度地域福祉政策研究会中間まとめ(以下、「中間まとめ」という)を作成・配付したところです。
- 本提言は、「中間まとめ」の内容を踏まえ、①今年度に兵庫県地域福祉支援計画が改定されること、②改正社会福祉法を受けて市町地域福祉計画の見直しが行われること(2018年4月1日施行後、最長でも3年程度以内を想定)を受け、県地域福祉支援計画改定に向けた論点と取組事項を提起することをねらいとし、作成しました。
- 第4期の県地域福祉支援計画及び各自治体における地域福祉計画改定・策定において、本提言を是非とも反映いただきたいと考えております。
- 一方で提言内容は、行政のみならず、専門職を含めた民間社会福祉の関係団体・者などの幅広い主体が連携・協働して取組む事項であると認識しています。とりわけ、地域福祉を使命とする社会福祉協議会(以下、「社協」という)には、地域福祉のコーディネート役としての役割を發揮することが求められています。このため、全県的な社協の取組事項について、今年度に引き続き検討を進め、「地域共生社会」の実現に向けたさらなる地域福祉の取組を具体的に推進していきます。

2018年6月29日

兵庫県地域福祉支援計画改定に向けた論点概要

－兵庫県における「地域共生社会」実現に向けた提言－

提言の趣旨

兵庫県地域福祉支援計画の改定に向け、次の情勢動向に対応した地域福祉推進方策を提言する。

- 「地域共生社会」実現に向けた社会福祉関連の各種制度改正への対応
- 特に、「地域福祉推進の理念の規定」「市町村による包括的な支援体制づくり」「地域福祉計画の充実」を柱とした社会福祉法改正への自治体対応

目指す「地域共生社会」

年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、全ての人が地域社会の一員として包摂され、多様なつながりの中で互いがかけがえのない人間として尊厳が守られ、尊重し合う社会

【地域福祉の推進方策 1】

まちづくり施策と連携した
小地域福祉活動の推進

【地域福祉の推進方策 2】

官民協働による
地域福祉ネットワークの形成

【地域福祉の推進方策 3】

地域福祉ネットワークを基盤と
した包括的な支援体制の構築

【地域福祉の推進基盤】

地域福祉（支援）計画に基づく着実な共生のまちづくり

	提言
【推進方策 1】 まちづくり施策と連携した小地域福祉活動の推進	1. 共生のまちづくりを推進する「組織への支援」「学習・協議の場づくり」「拠点の確保」 2. 共生のまちづくりを進める人づくり 3. 共生のまちづくりを持続・発展する小地域福祉計画と財源確保の支援 4. 共生のまちづくりを支援する庁内連携の構築－地域づくりの横断チーム－ 5. 共生のまちづくりを支援するコミュニティワーカー配置
【推進方策 2】 官民協働による 地域福祉ネットワークの形成	1. 他施策・計画とも連動した重層的な圏域（エリア）の設計 2. 住民にとって身近な地域からつくる地域福祉ネットワーク形成 3. 住民と協働して地域生活課題の解決を図る福祉専門職の養成 4. 社会福祉法人の専門性を生かした地域公益活動の推進基盤づくり
【推進方策 3】 地域福祉ネットワークを基盤とした包括的な支援体制の構築	1. 庁内体制の構築による包括的な支援体制のマネジメント 2. 課題化・社会資源開発のための多職種・地域の連携の場づくり 3. 権利擁護支援体制の構築による専門的対応と地域づくり 4. 福祉人材確保・定着・育成のさらなる推進
【推進基盤】 地域福祉（支援）計画に基づく着実な共生のまちづくり	1. 地域福祉（支援）計画の進行管理・評価の実施と体制づくり 2. 地域福祉推進計画との連携 3. 自治体総合計画への地域福祉計画の位置付け

1. 「地域共生社会」の提起をどう捉えるか

(1) 社会的孤立・排除を乗り越える動きづくり

- 国が「地域共生社会」を提起する背景には、少子高齢・人口減少という大きな課題による「我が国全体の経済・社会の存続の危機」が挙げられる。
- しかし、経済政策の側面だけで「地域共生社会」を語ることはできない。共生社会は、元来は障害福祉において追及されてきた理念である。差別・排除の克服と社会参加の機会の確保を求める障害当事者の長年にわたる運動から、共生社会を理念とした法制度化に至ってきた。
- 一方、地域社会の現状は、格差や社会的孤立・排除により生活課題が広がり、福祉課題が深刻化している。この観点から、目指す「地域共生社会」は、従前から進めてきた地域福祉活動の単なる延長線にあるものではないと考える。むしろ、地域福祉の新たなステージとして、厳然と存在する格差や社会的孤立、排除を直視するとともに、それらを乗り越える動きをつくる契機としなければならない。

(2) 住民が主体となった共生のまちづくり

- 「地域共生社会」実現に向け、社会福祉法をはじめ各種法制度の見直しが行われ、「地域力強化推進事業」や改正介護保険による「総合事業」などの施策が始まっている。
- これらの施策は、住民による地域づくりを期待するものであるが、本来、地域づくりは地域住民の自発性による自由で拡がりのあるもので、制度枠におさまるものではない。
- このことを大前提として、国が提起する「地域共生社会」に付随する施策を待たずとも、どのような地域社会を描き、どのような制度・施策、活動を選択するのかを住民が中心となって協議し、具体的な取組を推進することが重要である。
- つまり、地域住民は「地域共生社会」の単なる「担い手」ではなく、地域のありようを決める「主体」とであると認識し、住民主体の地域福祉の一層の推進を図るということである。

(3) 幅広い主体の相互エンパワメント

- 地域福祉の新たなステージという意味では、地縁組織はもとより、セルフヘルプグループ、ボランティア・NPOや子ども・学生、勤労者・企業人など幅広い住民の参画が重要である。
- 特に、支援の「受け手」という固定的な見方をされたり、社会的孤立・排除を余儀なくされた当事者が、必要な支援を受けつつ、自信や自尊心をもって生きる力を得ていくことを、コミュニティの相互作用で実現するという観点、すなわち「相互エンパワメント」が、「地域共生社会」実現には欠かせない。
- 具体的には、当事者やセルフヘルプグループのエンパワメントに向けた関わりと環境・仕組み－交流すること、働くこと、学び合うことを含めた様々な社会参加の機会づくり－を地域社会の中でつくっていくことである。
- また、福祉以外の医療、農林水産を含めた産業、労働、教育、防犯・防災、まちおこし等、生活の基盤となる領域と連携したまちづくりも、今後の地域福祉にとって重要な視点である。

(4) 地域住民の「協働者」としての行政・福祉専門職の役割発揮

- (1)～(3)に述べたような観点で、従来の考えや取組からの転換が特に必要なのは、行政・福祉専門職ではないだろうか。「福祉」という枠だけで見るとはならず、「暮らしと地域」という視座でみること、その専門性を生かしつつも地域をつくる主体として、地域住民と協働することが求められる。

2 「地域共生社会」とは-兵庫県が目指す地域共生社会の姿-

兵庫県が目指す地域共生社会とは

年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、全ての人が地域社会の一員として包摂され、多様なつながりの中で互いがかけがえのない人間として尊厳が守られ、尊重し合う社会

地域共生社会の6つの要素

尊厳が重んじられる社会／多様なつながりのある社会／誰もが包み込まれる社会
みんなが参加・参画し、力をあわせること／参加・参画を通じて、あらゆる人が“自分らしさ”を発揮できること／私たちの暮らしの場である地域を基盤にすること

- 目指す地域共生社会には、6つの要素がある。
- 1つ目の要素は、「尊厳が重んじられる社会」である。これは、年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、全ての人がかけがえのない人間として尊厳が守られ、基本的人権の享有が確保される社会を指す。「地域共生社会」は、単なる「助け合い社会」ではなく、生まれてきた全ての人が自身の生を肯定できる社会である。
- 2つ目は、「多様なつながりのある社会」である。個人の価値観やライフスタイル等の多様性を認め合うと同様に、他者と社会とのつながりの多様性がある社会である。
- 3つ目は、「誰もが包み込まれる社会」である。排除される人をつくらず、全ての人を包み込み、様々な地域生活課題を共有し、支え合う力をもった社会である。
- 4つ目は、「みんなが参加・参画し、力をあわせること」である。誰もが持てる力を生かし、主体的に参加・参画できる多様な機会がある社会を指す。
- 5つ目は、「参加・参画を通じて、あらゆる人が“自分らしさ”を発揮できること」である。他者とのつながりと参加・参画の機会によって、人は生きる力を高め、自立していく。「地域共生社会」とは、主体的な参加・参画から、一人ひとりの自立が実現される社会でもある。
- 最後に「私たちの暮らしの場である地域を基盤とすること」。それぞれの地域の歴史や文化、資源といった多様性と歩調を大切にした取組が、兵庫の「地域共生社会」づくりである。

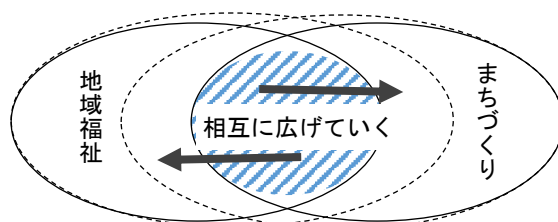
参考)「地域共生社会」に関連する法律等について

- ◇「障害者基本法」(2013改正)の第一条にて、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」と記述され、「地域社会における共生等」として、第三条にて「社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること」や「障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生すること」等が規定された。
- ◇「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部 『「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)』(2017)において、「地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものである」と記述
- ◇兵庫県 「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」(2018)は、「参画と協働によるユニバーサル社会の実現」を掲げ、「年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いにかかわらず、全ての人が地域社会の一員として尊重され、互いに支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動することができるユニバーサル社会は、県民、事業者、団体、県及び市町の参画と協働により実現されなければなりません」としている。

推進方策1 まちづくり施策と連携した小地域福祉活動の推進 ー福祉からの経済・資源循環と安心創造へー

- 従前より、「福祉のまちづくり」をキャッチフレーズに、県内各地域の小地域福祉活動が推進されてきた。
- 一方、まちづくりとしては、国の「地方創生」や県の「地域創生」として、地域運営組織や地域おこし協力隊を含む地域の組織・人材の育成強化、地域経済の循環・活性化に向けた施策等が展開されている。
- こうした中、小地域福祉活動とまちづくりの諸活動を分離して進めるのではなく、一体的に推進することが、ますます重要になっている。
- これからは、「福祉のまちづくり」から、まちづくりに福祉のエッセンスを注ぎ込む「福祉でまちづくり」への発想に基づき、福祉を社会的投資と捉え、働く場づくりを含め持続可能な経済・資源循環の仕組みづくりを一層推進することが必要である。
- これらを推進する上での考え方と方策を、5点にまとめて提言する。

【図表1】「福祉でまちづくり」ー地域福祉とまちづくりの推進ー



提 言

1. 共生のまちづくりを推進する「組織への支援」「学習・協議の場づくり」「拠点の確保」

(1) 組織への支援

- 共生のまちづくりを進める中核的な主体は、地域住民等で構成される組織やネットワーク体である。
- これまで、各地域の自治会、まちづくり協議会等の地域運営組織¹といったコミュニティ形成を推進する組織のほか、県内では生活上の困難や福祉的な課題を扱う小地域福祉推進の組織化²とその支援を市町社協が進めてきた。
- 自治体としてのまちづくり施策の動きが加速し、各地でまちづくり協議会等の地域運営組織の設置が進められる中、小地域福祉活動を進める組織体と地域運営組織を分離して設置・支援することは現実的ではない。実際、まちづくりに取り組んでいく中で、地域課題が生活・福祉分野に集約されることも多く、まちづくり計画の中でも福祉分野が占める比重は大きい。一方、今後は生活サービスの維持や地域における仕事づくりといった経済活動等、従来の福祉活動にとどまらない幅広い地域課題への対応が求められる。

- このため、小地域福祉推進組織が設置されている市町においては、地域運営組織との関係と連携方策について、市町社協及び地域組織との協議を進め、地域福祉計画やまちづくり関連計画に位置付けることが必要である（図表2参照）。
- 小地域福祉推進組織と地域運営組織の連携もしくは組織の再統合については、それぞれの組織の主体性・自主性を重んじることが基本である。その上で、最低限、小地域福祉推進組織を支援する市町社協と、行政の福祉部局及びまちづくり部局が、地域組織のあり方について協議し、共通認識をもつことが重要である。
- また、小地域福祉推進組織や地域運営組織については、立ち上げ支援だけにとどまらず、中長期的な地域づくりの視点に立ち、組織運営の支援や、地域生活課題の明確化、活動評価などにおける支援を行ったり、それらの組織と協働したりする姿勢とアクションが求められる。

【図表2】小地域福祉推進組織と地域運営組織（まちづくり協議会等）の関係性

小地域福祉推進組織あり 地域運営組織あり	地域運営組織に「福祉部」等の地域生活課題を扱う組織の設置を働きかける。既存の小地域福祉推進組織が存在する地域は、その上で、福祉部等との連携を検討・整理する。
小地域福祉推進組織なし 地域運営組織あり	
小地域福祉推進組織あり 地域運営組織なし	地域の既存団体等の組織・活動状況を踏まえ、まちづくり施策としての地域運営組織の必要性を検討・整理する。
小地域福祉推進組織なし 地域運営組織なし	まちづくり施策、地域福祉施策として、地域生活課題を取り上げ、活動を推進するための組織の必要性を整理し、組織化を図る

（2）学習・協議の場づくり

- 地域内での「つながりの弱まり」を解消し、地域をつなぐりと課題解決力を高めるためには、2つの要素が不可欠である。
- 1つ目は、地域生活課題への気づきや行動を促す社会教育や人権教育を含む生涯学習施策と連携した地域福祉学習である。これには、学校と連携した子どもへの福祉学習も含まれる。共に生きる一人の人間として尊ぶことの理解は、子ども時代の体験や学びの影響が大きい。地域福祉学習は、長期的な人材育成である。地域共生社会づくりの根幹となる取組である。
- 2つ目は、把握された課題の解決策を地域住民が話し合う場である。県内では、社協が支援し、自治会等での「見守り会議」や「支え合い会議」、小学校区等での「地域ネットワーク会議」など、話し合いの場を圏域（エリア）別に住民主体でつくる市町が増えてきている。
- 各市町においては、このような住民主体の学習と話し合いの場を構想し、計画に位置付けることが求められる。この場合、介護保険制度の生活支援体制整備事業における「協議体」設置の動きとも連動させ、新たに会議体を設ける発想ではなく、既存の協議の場の活性化の観点で、地域を点検することも必要である。

（3）拠点の確保

- 共生のまちづくりの基本活動は、つながりを築く交流活動である。交流活動によるつながりの中から、相互の信頼関係に基づく見守りや生活支援が生まれる。
- 交流活動をはじめ、地域で暮らし続けるための様々な生活支援活動やサービスづくり、働く場の確保等に向けては、そのための拠点が大きな意味を持つ。
- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略³」においても「小さな拠点」として拠点の必要性が指摘され、全国で1,000か所の整備が目指されている。また、兵庫県施策としては「地域再生大作戦」や「県民交流広場事業」、「空き家活用支援事業」等による支援施策が講じられている。

- これらの事業を活用しつつ、公民館などの公共施設、空き家や空き店舗、学校の空き教室や廃校など、地域の実情に応じて既存の施設を活用しながら整備を図ることを市町施策として展開していくことが求められており、県としてもその支援を継続いただきたい。

2. 共生のまちづくりを進める人づくり

- 人づくりは、共生のまちづくりの最大の要諦である。地域の活動リーダー、民生委員・児童委員、セルフヘルプグループ、ボランティア・NPOや子ども・学生、勤労者・企業人など幅広い層が共生のまちづくりの主体者として参画し、活躍できるよう、様々な学びと活動の機会づくりが求められる。
- 特に、共生のまちづくりに向けては、当事者が「支援を受ける人」としてではなく、「共に生きる人」、「まちづくりの担い手」として活躍する機会を多彩につくることが鍵となる。セルフヘルプグループへの支援・協働により、当事者の声からそうした機会を共につくることが求められる。
- これらの人づくりは、ボランティアコーディネーター、(5)で述べる生活支援コーディネーターを含めたコミュニティワーカーの配置・育成を通して推進するとともに、全県・各市町域で地域づくりを担う幅広い活動者、関係者が情報交換をしたり、学び合ったりする場とネットワーク形成により推進することができる。

3. 共生のまちづくりを持続・発展する小地域福祉計画と財源確保の支援

- 地域に福祉力が蓄積され、持続的に地域づくりが推進されるためには、地域内で取組を振り返り、改善していくことが重要なポイントとなる。
- 県内には小地域福祉計画、もしくは地域運営組織によるまちづくり計画に基づくPDCA活動を推進している地域もあり、こうした取組を広げていくことが望まれる。
- また、必要な活動財源の確保のためには、「自分たちのまちをどうするのか」というビジョンを共有し、活動に必要な資金を明らかにした上で、必要な財源を自分たちで集めていくというプロセスをつくっていくことが大切である。このため、共同募金等の取組と計画活動をセットで展開していくことが効果的である。
- 行政と市町社協には、1～5に挙げた取組を通じて、地域住民が主体となった持続的な地域づくりと財源確保の取組を支援していく役割がある。

4. 共生のまちづくりを支援する庁内体制の構築ー地域づくりの横断チームー

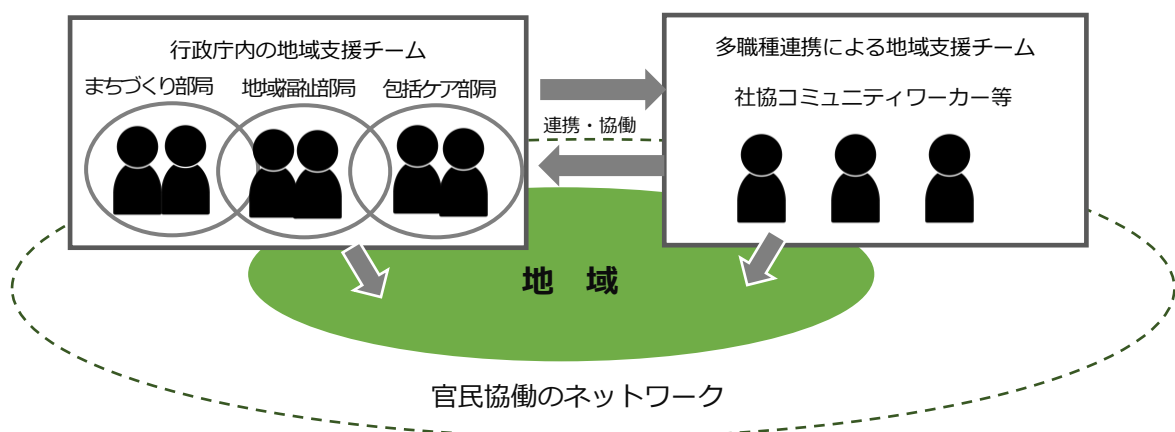
- 地域は暮らしの場そのものであり、資源も課題も横断的・複合的である。このため、地域住民が主体となった課題解決と地域づくりに向け、その力を発揮するためには、縦割りの行政施策をつなぎ、地域の状況に応じた支援が求められる。
- また、少子高齢化や人口減少の影響により、自治機能の維持が困難になる地域も増加している。こうした中、今後は行政のまちづくり関連部局が横断チームを形成し、地域づくりを支える体制を庁内で構築することが必要である。
- 行政で地域づくりを所管する部局は、大きくは地方創生・地域振興関連を所管する「まちづくり部局」、地域福祉を所管する「地域福祉部局」がある。また、2015年の介護保険法改正に基づき、地域づくりに資する施策として生活支援体制整備事業が開始されており、「地域包括ケア部局」も地域づくり関連部局と言える。
- これらの3つの部局が核となった横断的なチームづくりに向け、具体的には、連携のための「調整役」と「場」を設定し、地域支援チームを形成すること、また総合計画や地域福祉計画

等の諸計画の策定と進行管理をチームで担う中で、地域組織支援と活動拠点の確保をはじめとする地域への包括的な支援を進めることが考えられる。

5. 共生のまちづくりを支援するコミュニティワーカー配置

- 地域で住民の主体的な協議の場や活動の活性化を図る地域福祉サイドの専門職として、コミュニティワーカーの配置が求められる。
- ここで述べるコミュニティワーカーとは、各社協の地域担当職員に加え、介護保険制度の生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーター⁴も指す。生活支援体制整備事業等を生かした地域福祉推進体制の強化を図り、地域をこれまで以上にきめ細かく支援できる体制として、「地域担当制」の導入が求められる。
- なお、「地域担当制」でいうエリアは、最低限、地域包括ケアでの日常生活圏域（おおよそ中学校区域）にあわせた配置を指す。
- コミュニティワーカーの体制を強化することにより、1つには地域の中の「組織づくり」「学習・協議の場づくり」「拠点の確保」や、それらを進める人づくり、また計画化や財源づくり等が促進され、地域の福祉力を高めることにつながる⁵。
- 2つ目のコミュニティワーカーの役割は、地域住民だけでなく、社会福祉法人をはじめとする福祉事業者、福祉以外の産業・労働、防犯・防災、まちおこし等の生活の基盤となる領域の関係者をつなぎ、協働の力で課題解決に結びつけることにある。言い換えれば、地域生活課題の解決に向けた社会資源や仕組みの開発である。
- 3つ目には、行政のまちづくり関連部局等との連携により、官民協働による共生のまちづくりを促進する役割である。
- なお、社協等に配置されるコミュニティワーカーは地域福祉の専門職であるため、住民の個別的ニーズに対応することも役割には含まれるが、その中核的な役割は地域づくり支援である（P. 11 解説参照）。

【図表 3】 共生のまちづくりを支える体制ー官民協働の地域づくり支援チームー

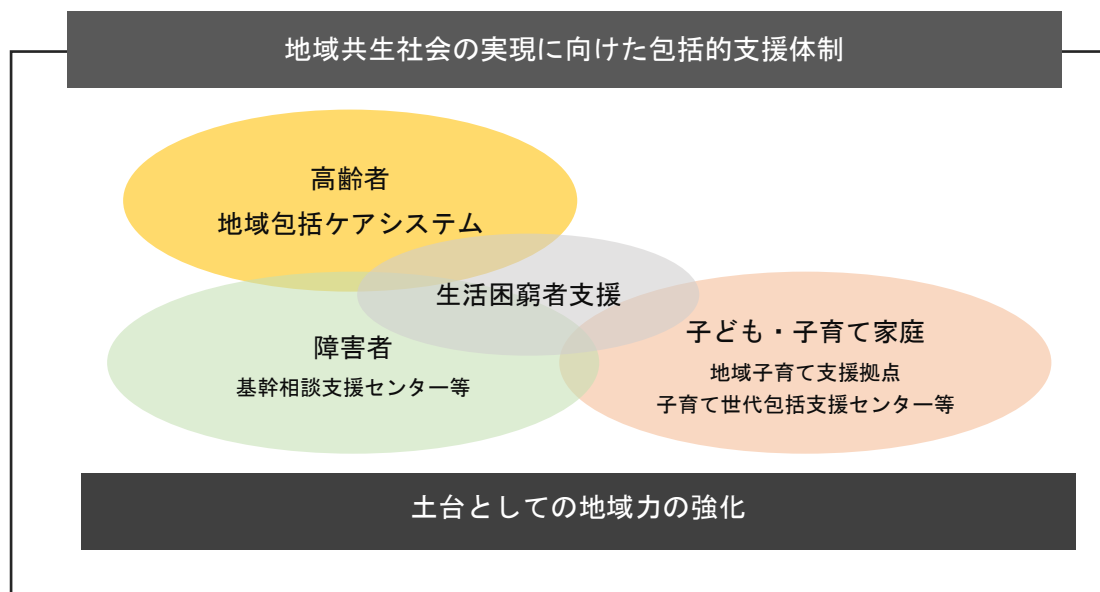


推進方策2 官民協働による地域福祉ネットワークの形成

－共生のまちづくり促進とセーフティネットの重層化－

- 2018年施行の社会福祉法改正により、「包括的な支援体制の整備」が市町村の新たな努力義務として規定された（同法第106条の3第1項）。これは次の事業で構成される。
 - ① 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる体制の整備
 - ② 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
 - ③ 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築
- ここでの「包括的な支援体制の整備」とは、高齢者を中心とした「地域包括ケアシステム」等の分野別の包括ケアではなく、分野を超え包括的・総合的に対応する体制整備を指している。これは、「全世代対応型の地域包括支援体制」⁶、「総合相談・生活支援体制」と言い換えることができる。
- 包括的な支援体制整備の3つの事業は不可分であるが、テーマ2では①、②を中心に、テーマ3で③を中心に言及することとする。
- 包括的な支援体制整備の最大のポイントは、ネットワークである。特定の機関・窓口の設置や事業の実施だけでなく、圏域（エリア）と主体別の連携体制をつくることこそが、切れ目のない支援体制づくりにつながる。
- また、このネットワークは専門職中心ではなく、課題が生起する地域を起点とした住民ネットワークに、専門職・行政が参画し協働することが中核となる。小地域を起点とした幾層ものネットワークの総体を、ここでは「地域福祉ネットワーク」と呼び、テーマ2ではそれらを形成する上での行政の役割を中心に提言することとする。

【図表4】地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制と他制度の関係



提 言

1. 他施策・計画とも連動した重層的な圏域（エリア）の設計

- 各圏域で、おおよそ5つのネットワークを各市町の実情に合わせて構想する。

■圏域（エリア）ごとにつくる5つのネットワーク

1. おおよそ自治会域から小学校区圏域における住民の見守り等を進める住民間ネットワーク（地域見守り会議 等）
2. おおよそ自治会域から小学校区域での個別支援のための住民・専門職によるネットワーク（本人・家族・専門職・住民参加の随時型ケース会議 等）
3. おおよそ小学校区圏域における地域課題化とその解決のための住民・専門職によるネットワーク（地域ネットワーク会議 等）
4. おおよそ中学校区圏域における専門職間のネットワーク（地域ケア会議 等）
5. おおよそ市町域における代表者等による制度・仕組み化のためのネットワーク（セーフティネット会議、地域ケア推進会議・地域自立支援協議会 等）

注）以上の重層的な圏域のネットワークを「地域福祉のネットワーク」と呼ぶ

- 重層的な圏域の設計は、第3期県地域福祉支援計画で提起され、地域福祉計画策定市町の約9割の計画において言及されているが、前述の観点から、引き続き市町の実情に応じた圏域の設計と、地域生活課題の解決に向けた体制の整備を図る必要がある。
- 特に留意すべき動向が、生活支援体制整備事業の協議体設置の圏域と地域福祉の連動である。介護保険事業計画及び地域福祉計画、社協の地域福祉推進計画のそれぞれにおいて、生活支援体制整備事業を踏まえた圏域設計とそこでの仕組みづくりについて、整合性を図った上で記載する必要がある。
- 生活支援体制整備事業においては、地域づくりを目的に「第1層（市町域）」と「第2層（日常生活圏域）」に協議体を設置することとされている。推進方策1の提言で挙げた小地域における組織や協議の場と別に設置するのではなく、それらの協議の場と機能を整理し、場合によっては小地域福祉推進組織が主体となった協議の場を協議体と位置付けたり、日常生活圏域内のいくつかの協議の場を「協議体群」として捉えたりすることが考えられる。
- なお、「地域包括ケア研究会報告書」（2017,三菱UFJリサーチ&コンサルティング）では、2040年に向けた地域包括ケア実現に向け、市町村による「地域マネジメント」の必要性が提起されている。圏域設定と場の運営を含めたマネジメントは、自治体の重要な役割の一つである。
- いずれにしても大切なのは、住民の生活感覚に根差した話し合いができる圏域の設定と、住民の主体性・自発性を尊重した場の運営である。

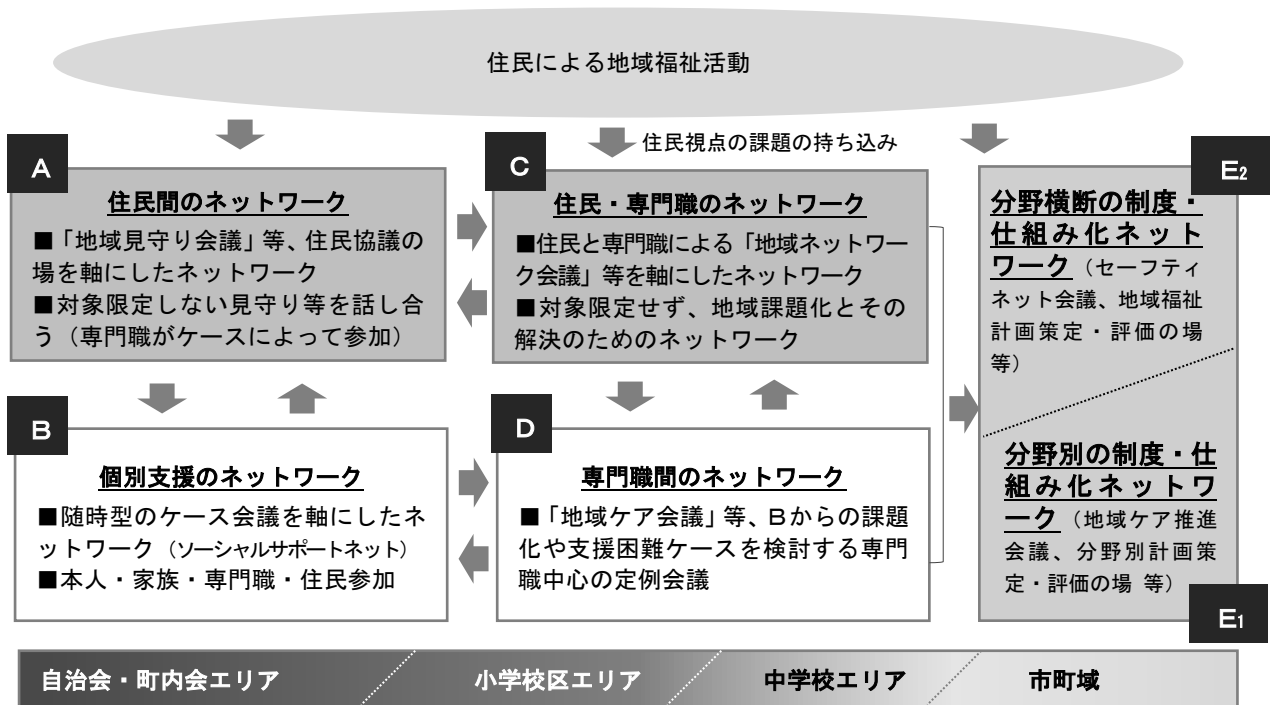
2. 住民にとって身近な地域からつくる地域福祉ネットワーク形成

- 「地域福祉ネットワーク」とは、住民による地域づくりの参画と、専門職や行政等との連携・協働による地域生活課題の解決の仕組みを構成する重層的なネットワークを指す。
- 地域福祉ネットワークの起点は、暮らしの場である地域での住民ネットワークである。また、その機能は、地域生活課題の解決だけでなく、「こうした地域にしたい」という地域住民の願いや意欲の表出を含めた主体形成や、課題を未然に防ぐ力の蓄積などの共生のまちづくりの推進である。

- 地域福祉ネットワークは、住民のネットワークで解決できない課題を多職種連携などの専門職中心のネットワークが引き受けるという「分担の構図」ではなく、地域住民も専門職も同じ当事者として力を合わせる「協働の構図」である。これにより、個別の課題解決にとどまらない、相互作用による拡がりのある取組が生まれる。
- これは福祉の専門性だけで対応しきれない地域づくりという課題を、協働の力で乗り越えるということで、多職種の専門職ネットワークを否定するものではない。危機介入が必要な場合の支援や、医療・介護連携を含めて地域自立生活において専門性の発揮が求められる場合においては当然、専門職間ネットワークが必要である。
- なお、それぞれのネットワークでの解決が困難な場合にそれらの課題を集約し、必要な社会資源を開発するための場（＝課題と資源開発の仕組み）については、推進方策3で提起する。
- 地域福祉ネットワークづくりの構成イメージは、図表5のとおりである。

【図表5】地域福祉ネットワークの構成イメージ

A、C、E2・・・地域福祉が中心に取り扱う領域（住民主導）
 B、D、E1・・・高齢福祉が中心に取り扱う領域



藤井博志作成の図を一部加工

- 地域福祉ネットワークのつくり方は、大よそ次の3段階である。市町の実情に合わせて地域福祉計画等で構想した上で、5～10年かけて実態をつくる必要がある。

■地域福祉ネットワークのつくり方

1. ネットワーク形成の圏域（エリア）の設定
 - － (1) の4つのネットワークを参照し、それぞれの市町でどの圏域（エリア）にどのようなネットワークをつくって運営するのかを構想する。
2. ネットワークを構成する主体（メンバー）の構想
 - －圏域（エリア）と目的に応じて、「住民間」「住民と専門職間」「専門職間」×「活動者・実務者レベル」「代表者レベル」の組み合わせで主たるメンバーを構想する。
3. 小地域を起点とした住民主体の協議の場への専門職や行政等の参画
 - －形式的に「協議の場」をつくることからスタートするというより、実質的な地域住民の学

習・協議の場を見出し、地域住民と協働して課題解決を図る経験を、専門職と行政が積み重ねる中から、ネットワークを仕組み化していく。

3. 住民と協働して地域生活課題の解決を図る福祉専門職（＝地域生活支援ワーカー）の養成

- 共生のまちづくりの主体は地域住民だけではない。行政、福祉専門機関等をはじめとする幅広い関係団体もその主体である。特に、相談を包括的に受け止め、地域住民と協働して課題解決と共生のまちづくりを推進する主体として、福祉専門職の役割は大きい。
- 今後は、地域の人材養成とあわせて、それら地域人材を支援し協働する福祉専門職（＝地域生活支援ワーカー）の養成が必要となる。
- 具体的には、これまで分野別の福祉専門職として養成されてきた現任の社会福祉従事者が、住民の相談を包括的に受け止め、地域住民と協働して課題解決に動いたり、地域づくりを支援したりする力をつけるための研修の実施が考えられる⁷。
- 多職種の福祉専門職が地域福祉を担う力をつけるための基礎研修として、県社協では2016年度から「地域福祉研修」を実施しているが、県域だけでなく市町域で同様の研修が継続して実施される体制づくりを進めていただきたい。体制づくりとは、研修の実施だけではなく、多職種の福祉専門職が具体的な課題解決や地域づくり支援に動くためのネットワークづくり等の活動バックアップも指す。

【解説】コミュニティワーカーと地域生活支援ワーカーの関係性

ここでのコミュニティワーカーの中核的な役割は、地域の福祉力向上を含めた地域づくり支援や、地域生活課題の解決に向けた社会資源・仕組みの開発である。また、地域生活支援ワーカーの中核的な役割は、個別的ニーズを受け止め、当事者を支援する地域生活支援（個別支援）である。

両者は軸足が異なるにしても、「地域住民と協働した地域生活支援（個別支援）」や「地域住民と協働した地域づくり支援」において、協働して動くことが重要であることは言うまでもない。実態として、両ワーカーの連携・協働が弱い中、「共生のまちづくり」の内実化に向けては、両ワーカーの共通基盤をつくる研修等の人材養成や、各市町における協働の場づくりが喫緊の課題である。

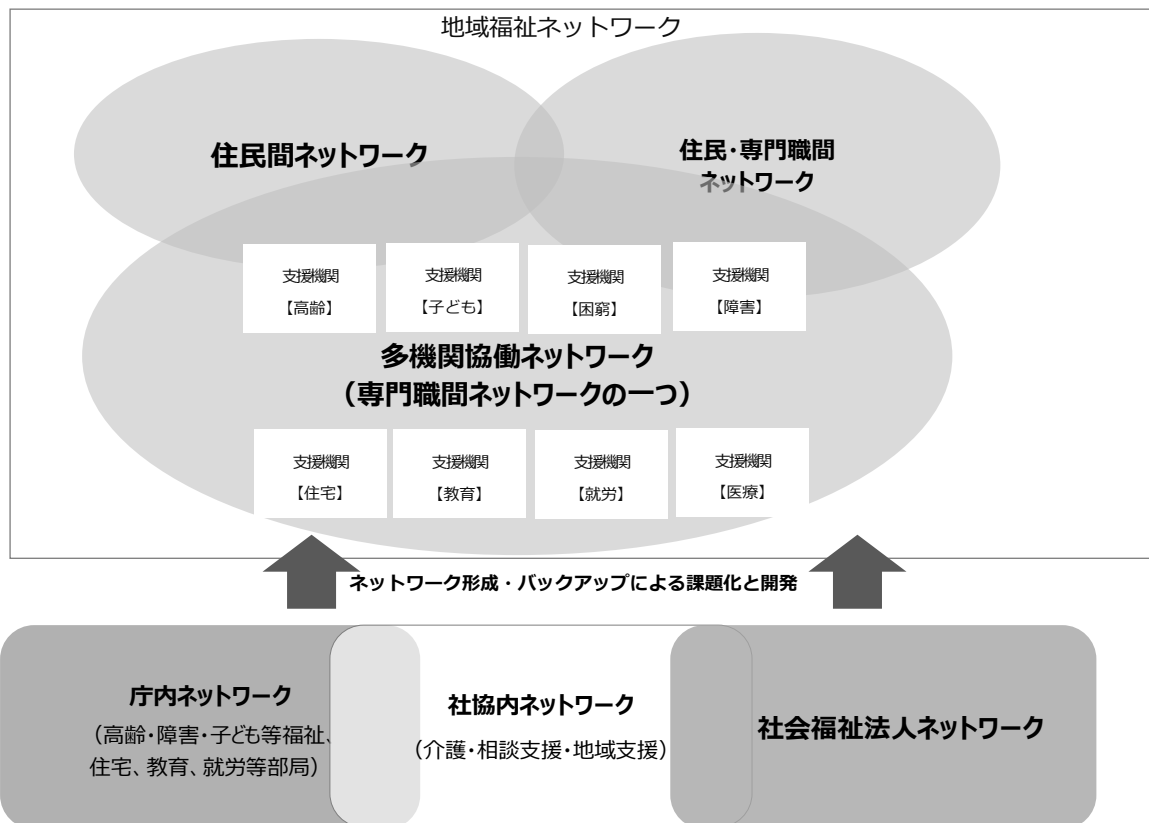
4. 社会福祉法人の専門性を生かした地域公益活動の推進基盤づくり

- 改正社会福祉法において、社会福祉法人に「地域における公益的な取組」の実施が責務として位置付けられ、これまで以上に地域課題に応えることが期待されている。
- 現在、県内ではそうした取組を促進するために、各市町域において社会福祉法人が施設種別を越えて連携し、互いの専門性を活かしながら地域にある様々なニーズに対応するための社会福祉法人連絡協議会（通称「ほっとかへんネット」）の組織化を進めている（県内21市区町において組織化）。
- 連絡協議会は、地域生活支援を担う専門機関としての社会福祉法人の更なる役割発揮を促進することを目的としている。具体的には、利用者が地域の様々な資源とつながって地域の一人として生活することを支援したり、地域住民と一緒に考え、協働して地域生活課題の解決に動いたりする取組を進める。
- 包括的な支援体制整備においては、社会福祉の専門性を有する社会福祉法人によるネットワークが欠かせない。また、「地域共生社会」の実現に向けて、社会福祉法人が地域生活課題に対し、開拓的・機動的な取組を進めるために、市町地域福祉計画での位置づけを明確にすることが求められる。特に、生活困窮者や災害時要援護者、子ども・子育て支援、認知症高齢者、障害者等の生活課題に社会福祉法人が寄り添えるよう、地域生活課題を具体的に把握・共有するための場づくりを官民協働で進めていただきたい⁸。

推進方策3 地域福祉ネットワークを基盤とした包括的な支援体制の構築 —課題化と社会資源開発の仕組みづくり—

- 「包括的な支援体制の整備」における「多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築」とは、社会福祉法では、「生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立支援事業を行う者その他の支援機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業」（同法第106条の3第1項第3号）とされている。
- 具体的には、市町村は、支援機関では対応しがたい複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題等を、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制として、「①支援関係機関によるチーム支援」「②協働の中核を担う機能」「③支援に関する協議及び検討の場」「④支援を必要とする者の早期把握」「⑤地域住民等との連携」を整備するとされている。
- つまり、包括的な支援体制とは、総合相談窓口を新たに設けることにとどまらない、連携による支援体制を指す。
- 多機関協働による包括的な相談支援体制づくりのポイントの1つ目は、相談を漏らさず受け止めるための各支援窓口の連携促進である。2つ目は、解決が困難な課題を集約し、必要な社会資源を開発する場の形成である。3つ目が、2つの機能を支えるバックアップ体制としての庁内体制づくりである。社協や社会福祉法人連絡協議会も、各支援機関とネットワークのバックアップ機能を発揮することが求められる。
- ここでは、地域福祉ネットワークを基盤として、行政が整備する多機関の協働による包括的な相談支援体制づくりの考え方と取組について提言する。

【図表6】包括的な支援体制整備における多機関協働とバックアップ体制



提 言

1. 庁内体制の構築による包括的な支援体制のマネジメント

- 包括的な支援体制の第一歩は、行政内部の包括的な支援体制づくりである。
- 行政による庁内体制の役割の1つは、複合的ニーズへの対応である。実際に、県内では福祉部局に限定せず、教育や住宅、就労等の生活関連部局が連携することによって、複合的ニーズにより単一の支援機関や制度だけで支えられないケースへの包括的な支援を行っている。生活困窮者の住宅確保面で福祉部局と住宅部局が連携したり、税の滞納ケースで気になる世帯のことが収税課から福祉部局に入り、支援につながったりといった対応である。
- 庁内体制の役割の2つ目は、多機関協働のネットワークをはじめ、各ネットワークによる支援のバックアップである。行政の責務として、相談支援機関やネットワークでの解決が難しい課題を整理して一緒に解決を図ったり、支援機関等を支えたりする役割である。
- 庁内連携の仕組みにおける「調整役」には、国のモデル事業で配置される「包括化推進員」がその役割を担うことが考えられる⁹。
- いずれの場合も市町の実情に合わせた連携の「場」と「調整役」を庁内に設けることが、課題を漏らさず受け止め、解決に動く民間サイドの動きを促進させる。
- なお、庁内連携と同様、各社協においても、組織内外の連携体制により、官民協働の課題化・社会資源開発を促進することが求められている。また、県内各市町の社会福祉法人連絡協議会も、社会福祉の専門性を発揮した支援を行うためのバックアップ機能や社会資源開発を担う。

2. 課題化・社会資源開発のための多職種・地域の連携の場づくり

- テーマ2で挙げた地域福祉として重層的なネットワークを形成する上での最大のカギとなるのが、「課題化・社会資源開発の仕組み」である。
- 「課題化・社会資源開発の仕組み」とは、個別対応のみならず、普遍的な対応を可能にするためのものである。制度の狭間や社会的孤立の厳しいケースへの対応を具体的に進めるにあたって、課題を解決する“出口”としてこの仕組みが必要不可欠となる。
- これらは既存の地域ケア会議の活用だけでなく、全世代・世帯対応が可能となる仕組みとして構想する必要がある。特に、「社会参加の場・居場所」、「就労」や「住まい」の確保等の資源開発は、生活困窮者支援の中で必要性が強く認識されている。
- 課題化と社会資源開発に向け、県内では、「セーフティネット会議」等の名称で、地域住民、専門職、行政が分野を超えて協議・合意する場を設けている自治体がある。
- 支援の“出口”としての資源開発の場と仕組みづくりは、行政や社協が担う支援機関へのバックアップ機能の一つである。今後は「セーフティネット会議」のような取組を、社会福祉法人をはじめとした福祉専門機関やNPOや市民活動団体、地域活動者、企業等が参画する仕組みとして構想し、地域福祉計画と各分野計画に位置付けた上で取組を進めることが求められる（P.10 図表「地域福祉ネットワークの機能とイメージ」E2）。

3. 権利擁護支援体制の構築による専門的対応と地域づくり

- 包括的な支援体制において不可欠となるのが、成年後見制度利用促進法や障害者差別解消法などへの対応を含めた権利擁護支援体制づくりである。
- 権利擁護支援の中核となる理念は、どんなに重い生活障害を抱える当事者であってもその人らしく生きるための「本人主体の意思決定支援」である。
- この理念を軸に、権利擁護支援体制づくりの機能として、①本人の意思決定を支えるチームによる伴走型支援、②虐待や生活困窮等への対応を含めた専門的支援、③権利擁護の普及・学習を含めた地域づくり支援という大きくは3つの機能を自治体として整備する必要がある。
- これらの機能の中核を担い、幅広い関係者のプラットフォームとなるのが、「権利擁護センター」である。
- 各自治体においては、権利擁護支援体制の機能をどこがどのように担うのかを含めた全体像を地域福祉計画で明確にした上で、その中で「権利擁護センター」機能を整理し、権利擁護支援体制の充実を図ることが求められる。
- なお、2016年に公布・施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」とそれに基づき国が定めた「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、今後は自治体によって「地域連携ネットワークの中核となる機関」¹⁰が設置されることになっている。権利擁護センターは、この動きと連動させた機能の整理と計画化が必要である。

4. 福祉人材確保・定着・育成のさらなる推進

- 福祉人材の確保は、分野を超えた喫緊の課題となっている。国、県による支援に合わせ、共生のまちづくり推進の基盤である市町においても福祉人材対策を講じていく必要がある。
- また、確保・定着・育成策を一体的に講じることが、人材確保の効果的な施策となることから、それらの一体的取組のさらなる推進を図る必要がある。
- 特に、「地域共生社会」の実現に向けては、「専門人材のキャリアパスの複線化」等の取組が提示されており、今後、県・市町において、行政と法人・事業所、養成校を含む団体等が連携・協働し、多様な人材の確保と職場環境づくりを含めた定着・育成策を継続的に推進する体制を構築していくことが望まれる。

参考) 個人情報保護の共有について

「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会 報告書」(2017.12)において、「本人の同意がないケースであったとしても、情報の共有が必要となるケースが存在する」として、こうした場合の対応として、『支援調整会議』の仕組みを活用し、構成員の守秘義務を設けることで、関係機関間で把握している生活困窮に関する情報の共有を、必ずしも本人の同意がない場合も含めて円滑にし、生活困窮者への早期、適切な対応を可能にするための情報共有の仕組みを設けるべき」としている。

また、「その際、適切な運用が行われるようガイドラインを設けることが求められる」と記載され、運用の取り決めと関係者との合意について、各自治体での取組が求められている。

- 2018年度施行の社会福祉法改正により、地域福祉計画策定に関しては大きくは次の3点が改正された。
 - ① 地域福祉（支援）計画の策定が任意から努力義務となった
 - ② 個別の分野別計画の上位計画に位置付けられた
 - ③ 計画の評価を行うことが規定された
- また、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインが改定され、できる限り早い時期にこれらを踏まえた地域福祉計画等を改定することとされている（最長でも3年程度以内を想定）。
- 未策定の市町においては、上位計画（基盤計画）に位置づけられた同計画の重要性を踏まえ、早急な策定が求められる。
- 一方、地域福祉（支援）計画で最も重要なのは、実行性（実現力）である。そのためにも、計画の進行管理と評価の確実な実施が必要である。
- また、当事者・住民、関係機関・団体などの民間サイドから、地域推進のために提言したり、民間の具体的な行動計画を提示したりするために策定するのが、社協が策定する「地域福祉推進計画」である。
- 官民協働による地域福祉を進めていく上では、この2つの計画を両輪として展開していく必要がある。

提 言

1. 地域福祉（支援）計画の進行管理・評価の実施と体制づくり

- 社会福祉法で新たに規定された通り、今後は策定した地域福祉（支援）計画の進行管理・評価の実施が重要となる。
- 計画の達成状況を評価する上では、具体的な目標設定が必要である。一方で、地域福祉の推進施策には必ずしも数値目標になじまないものもあるため、数値目標と定性的な目標の双方の観点で、目標を検討することが望まれる。
- また、評価の仕組みとしては、評価委員会を設置し、定例的な評価を行う等、計画策定時に評価体制を確保して位置づけることが必要である。
- なお、評価に際しては、計画化された事項だけに縛られることなく、新たなニーズや課題への対応、また計画で想定していた以上の波及的な実践や変化を捉える視点も重要である。

2. 地域福祉推進計画との連携

- 施策面に重点が置かれる地域福祉計画に対し、事業・活動を地域住民と一緒に進めていくことに重点を置くのが地域福祉推進計画である。
- これらの性格の違いを踏まえ、官民協働のパートナーシップにより、行政と社協が十分に協議を行い、それぞれの役割を確認していくプロセスが重要である。社協の地域福祉推進計画で提言した事項が、地域福祉計画にて施策化等により反映され、社協と行政との間で地域福祉推進の共通認識が形成されることの意義は大きい。

- なお、地域福祉計画と地域福祉推進計画の一体的な策定にあたっては、策定にかかるワークショップや調査を共同で行ったり、合同事務局を設置したりといった方法があるが、一方では地域福祉推進計画の民間性や自発性が損なわれないよう、十分な配慮が必要となる。
- さらに、必ずしも両計画で地域福祉の全てを包含できるものではないという認識が重要である。計画に反映しきれなかった地域のニーズについて、当事者や地域住民が自ら発信・提案することを支えることも、共生のまちづくりの着実な推進には不可欠である。

【図表】地域福祉計画と地域福祉推進計画の合同策定におけるメリット・デメリット（例）

合同策定のメリット	合同策定のデメリット
<p>○地域福祉計画の文章や審議項目などについて、社協として提案することができる。</p> <p>⇒座談会やアンケートなどの具体的な手法を住民目線で進めることができる。</p> <p>⇒社協としての地域福祉推進の方向性を行政施策に反映できる機会となる。</p> <p>○行政職員に対して地域福祉における住民の考え方を伝えることができる。</p> <p>⇒共通した策定作業の中で、行政と社協との間で一定の共通認識が図られる。</p> <p>○社協職員が行政職員の考え方を認識する機会となり、今後の連携がスムーズになる。</p> <p>○団体代表などの委員は両計画で重なることが多いので、委員の負担は少なくなる。</p> <p>○会議の招集や議事録作成などの事務作業の効率化が図れる。</p>	<p>×法律上必要な事項の審議や記載が優先され、網羅的で焦点があいまいなものになりやすい。</p> <p>×社協の地域福祉推進計画としての民間の先導性が発揮できなくなる。</p> <p>×社協で取り組んでいることが、行政計画に記載されることで、行政からの下請けで行っているように見えてしまう。</p> <p>×計画策定に向けた話し合いの場としての住民座談会が、行政への要望の場となってしまう。</p> <p>×地域福祉推進計画に対する住民自身の責任感が薄れることになる。</p> <p>×住民主体による活動の評価が行政評価の手法で行われることの難しさがある。</p>

3. 自治体総合計画への地域福祉計画の位置づけ

- 地域福祉計画の実行性を高めるために、自治体の最上位計画である総合計画に地域福祉計画の内容を位置づけることを提言したい。
- 総合計画の中で行政としての「まちづくりと福祉の一体的な推進方策」、「それらを推進するための施策」、「組織のマネジメントとしての庁内連携とその推進方策」を位置づけ、合意形成を図ることが、本提言で提起した事項の実行体制につながる。

注釈

¹ 地域運営組織とは、「地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織である」とされる（総務省 2016「暮らしを支える地域運営組織の関する調査研究事業」報告書より）。全国に 3,071 組織で設置され、主に小学校区や旧小学校区の範囲で活動している（総務省 2016 年度調査）。また、基本的要素は、①行政上の組織ではなく、法的には私的組織に属すること、②経済活動を含む地域の共同事業を行うこと、③一定の区域を基礎とした組織であることとされる（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部 2016「地域の課題解決を目指す地域運営組織最終報告書」より）。

² 小地域福祉活動推進組織とは、地域内の各種団体（自治会、老人会、子ども会等）や活動者（民生委員・児童委員、福祉委員等）を構成員として、地域全体の福祉コミュニティづくりを推進する組織である。地区社協、支部社協、地区福祉委員会、福祉連絡会等、地域によりその名称は異なり、兵庫県内では約 7 割の市町に小地域福祉推進組織が設置されている（一部設置含む）。

³ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（長期ビジョン）」の実現に向けた 5 か年の目標や施策や基本的な方向を提示するものとして、2014 年 12 月 27 日に閣議決定された。

⁴ 生活支援コーディネーターは、2015 年の改正介護保険法にて創設された生活支援体制整備事業により配置されている。配置目的は、地域住民による地域づくりの推進であり、それらを進めるための地域住民や関係者で構成される「協議体」づくりに取り組む。2017 年 11 月時点で、県内に 93 名が配置され、行政配置が 25%、社協配置が 48%、地域包括支援センター配置が 20%、その他 7%である。

⁵ 地域住民の当事者意識の醸成、人材育成、組織運営のノウハウの取得に向けた地域づくり支援について、中間支援組織による支援の必要性が指摘されている（注 1 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部 2016 報告書）。社協や社協に配置されるコミュニティワーカーの役割自体が中間支援である。

⁶ このたびの社会福祉法改正に至るまでに、2015 年に厚生労働省プロジェクトチームが「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を発表し、その中ですべての人が、年齢や状況を問わず、その人のニーズに応じた適切な支援が受けられる「地域づくり」として、「全世代・全対象型の地域包括支援体制」が提起された。これに先立ち、高齢分野では「地域包括ケア」、生活困窮者自立支援法では「包括的な相談支援」、子ども子育て分野では子育て世代包括支援センター設置による子ども・子育てのワンストップの相談支援といった取組が進められている。

⁷ 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（2015）では、「全世代・全対象型の地域包括支援を担う人材のあり方を検討する必要がある」として、「自らの専門分野の他に分野横断的な福祉に関する基礎知識を持つことにより様々な分野の基礎的な支援については臨機応変に担うことができる人材養成」に向け、「福祉分野横断的な研修の実施」が提起されている。

⁸ 「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会 報告書」（2017.12）は、「生活困窮者自立支援は、社会福祉施設が施設種別を越えた共通責務と考えるべき」とした上で、「国、自治体は、社会福祉法人が『地域における公益的な取組』として生活困窮者への支援により積極的に取り組むことができるよう、必要な環境整備を行うべきである」と記載している。

⁹ 厚生労働省は、包括化推進員の配置を含めた「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」を 2016 年度より開始。この事業の自治体等の取組から、包括的な相談支援体制のあり方、評価方法等を検討した報告書（「全世代・全対象型地域包括支援体制の構築に向けた評価指標に関する調査研究」2017, 日本総合研究所）では、相談支援の包括化にあたっての基盤となる制度について、①地域包括ケアシステム、②地域福祉、③生活困窮者自立支援制度の 3 つに分類し、整理を試みている。

¹⁰ 地域連携ネットワークの中核となる機関の主な機能は、①地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」、②地域における「協議会」を運営する「事務局機能」、③地域において「3つの検討・専門的判断（権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断／本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断／モニタリング・バックアップの検討・専門的判断）」を担保する「進行管理機能」とされている（「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備の手引き」2018 日本社会福祉士会）。

(参考)

地域福祉政策研究会 名簿

平成 29 年 7 月 24 日～平成 31 年 3 月 31 日

属性	氏名	所属	備考
学識者	藤井 博志	関西学院大学 人間福祉学部社会福祉学科 教授	
社協	西川 勉	伊丹市社会福祉協議会 事務局長 (県内社協事務局長勉強会 幹事)	
社協	安田 真明	豊岡市社会福祉協議会 事務局長	
社協	凧 保憲	淡路市社会福祉協議会 事務局長	
社協	吉田 明博	養父市社会福祉協議会 地域福祉課長	
社協	上野 武利	西宮市社会福祉協議会 事務局長兼共生の まちづくり課長	29 年度佐藤寿一氏(宝塚 市社会福祉協議会常務 理事)
行政	吉川 里香	芦屋市福祉部 地域福祉課 地域共生推進 担当課長	29 年度細井洋海氏(芦屋 市福祉部 地域福祉課 長)
行政	森下 美佳	たつの市健康福祉部 地域包括支援課長	
行政	小島 正樹	兵庫県健康福祉部社会福祉局 社会福祉課福祉企画班 主幹	
社会福祉法人	澤村 安由里	特別養護老人ホーム山路園施設長 (丹波市社会福祉法人連絡協議会 会長)	
民生委員	阪上 繁昭	兵庫県民生委員児童委員連合会 常任理事 (伊丹市民生委員児童委員連合会 会長)	
NPO	柏木 登起	特定非営利活動法人シミズシーズ 代表 理事 (一般財団法人明石コミュニティ創造協会 事務局長)	